

Gard Insight

船員やその遺族に対する米国の懲罰的損害賠償の適用可能性

こちらは、英文記事

「<http://www.gard.no/web/updates/content/20749625/availability-of-punitive-damages-in-the-us-for-seamen-or-their-survivors>」(2014年10月31日付)の和訳です。

連邦第5巡回区控訴裁判所による *McBride v. Estis Well Services, LLC* 事件の直近の判決において、船員やその遺族に対し、一般海事法またはジョーンズ法に基づいて懲罰的損害賠償を適用しないとの判決が下されました。



同裁判所の判事全員(15名)が列席した大法廷において下された今回の判決は、過去に同裁判所の小法廷(判事3名が列席)において下された判決¹を覆すものとなりました。大法廷の判決に6名の判事が同意せず、強力な反対意見を提出したことは注目に値します。今回の判決の意味を解き明かすため、これまでの歴史を振り返ってみたいと思います。

McBride 事件の経緯

事件は、台車に積載された掘削リグ(ESTIS RIG 23)を支えていたバージ船上の出来事に端を発しています。台車が倒れた際に一人の船員が致命傷を負ったほか、3名が重傷を負った事故です。Haleigh McBride は、死亡した船員の遺産と未成年の子供たちのために、一般海事法に基づくバージの不堪航とジョーンズ法に基づく過失を主張し、填補損害賠償と懲罰的損害賠償を求めました(その他の3名の原告、Saul Touchet、Joshua Bourque、Brian Suire も同様の訴訟を別々に提起しましたが、後日裁判所によって一つの訴訟に統合されました)。

2012年5月、地方裁判所は、原告の懲罰的損害賠償請求の棄却を求める被告雇用者からの申立てを認めました。同地裁は、懲罰的損害賠償の問題は司法上での意見一致がなされていない国の重要事項の一つであることを確認したうえで、原告に対し第5巡回区控訴裁判所に即時控訴することを認めました。その後、2013年10月に、第5巡回区控訴裁判所小法廷は地方裁判所の判決を覆しました。この判決をめぐる議論については、以前の Insight 記事「[米国での不堪航に対する懲罰的損害賠償の求償-煮えたぎる大釜?](#)」²で詳しくお伝えしたとおりです。

懲罰的損害賠償

懲罰的損害賠償は、無謀な違法行為を罰し、抑止することを目的としています。懲罰的損害賠償が正当化される不法行為の種類は様々で明確ではありませんが、不誠実、違法行為の意図的遂行、暴力、未必の故意ないし認識ある過失などがこれに含まれます。懲罰的損害賠償の認定は、原告が実際に被った被害や損害を賠償するためではなく、被告や同様の立場にある者が将来そのような不法行為をしないようにするために行われます。逸失利益や苦痛について認められるような数値化できる損害賠償(金銭的損害賠償)とは異なり、懲罰的損害賠償は「非金銭的」であり、原告が実際に被った損失をはるかに超える可能性があります。懲罰的損害賠償は、米国の法の下ではその適用は珍しいことではありませんが、海事事件での適用は歴史的に見てもかなり限定されています。

連邦最高裁判所は1990年の *Miles v. Apex* 事件³の判決において、ジョーンズ法に関わる事件に非金銭的損害賠償を適用できるかどうかという問題を扱いました。Miles 事件には、懲罰的損害賠償というよりも、共同生活の喪失(家族一人ひとりが愛情などから受け取る利得)に対する非金銭的損害賠償請求が含まれていました。連邦最高裁判所は、ジョーンズ法に定められた船員は、金銭的損害賠償しか回収できず、金銭的損害賠償には共同生活の喪失に対する損害賠償は含まれない、という判決を下しました。Miles 事件の判決とその論拠は、後に「Miles 事件の一貫性原則(Miles uniformity principle)」として知られるものですが、連邦議会がジョーンズ法を制定するにあたり認

¹ [こちら](#)からご参照いただけます(英文)。

² 2014年3月5日付

³ [こちら](#)からご参照いただけます(英文)。

めた救済の範囲を超えて裁判所が損害の救済を拡大することはできず、長年にわたる司法の解釈によれば、ジョーンズ法で認められた救済は金銭的損害賠償の回収に限られるというものでした。

ほとんどの裁判所は、一般海事法に基づいて提起された船員の訴訟で「Miles 事件の一貫性原則」を適用し、懲罰的損害賠償を適用すべきではないとの判決を下しました。こうした経緯を受けて第 5 巡回区控訴裁判所は 1995 年に、Guevara v. Maritime Overseas Corp 事件⁴の裁判において、懲罰的賠償は本来非金銭的なものであり、それゆえ、ジョーンズ法に基づいて適用することはできず、また、懲罰的賠償は、維持管理と瑕疵治癒の費用を支払わないことに関する申立てを含め、一般海事法上の救済とみなされるべきではないとの判決を下しました。

しかし、2008 年、最高裁判所は Exxon v. Baker 事件⁵において、一般海事法に関わる(船員ではない者の)申立てに対して懲罰的損害賠償の回収を支持しました。また、最近では 2009 年に、Atlantic Sounding v. Townsend 事件⁶の裁判で、賛成 5 に対し反対 4 で Guevara 事件の判決を覆し、船員の雇用者が維持管理と瑕疵治癒の費用を恣意的に支払わなかった状況での懲罰的損害賠償を認定しました。

こうした流れの中で、第 5 巡回区控訴裁判所による McBride 事件⁷の最初の裁判は、地方裁判所の判決を破棄し、一般海事法に基づいて不堪航を主張する場合に懲罰的損害賠償を求めることができるという判決を下したのです。Higginson 判事を首席判事とする 3 名で構成された小法廷は、Miles 事件では裁判所が懲罰的損害賠償の問題に直接取り組んでいなかったことを強調し、小法廷の事実認定について歴史的な根拠を述べました。懲罰的損害賠償の請求や認定は一般的ではありませんでしたが、その意見には「一般海事法に基づく不堪航の主張に対して懲罰的損害賠償を適用できることはほぼ疑問の余地がない」とありました。連邦議会によるジョーンズ法の制定よりずっと以前、19 世紀後半に裁判所が初めて不堪航の主張を認めて以来、不堪航の主張に対して懲罰的損害賠償を適用できることを、議会はおそらく承知し、容認していたはずで

多数意見、少数意見および意見の一致

McBride 事件で大法廷の多数意見を執筆した Eugene Davis 判事は、Atlantic Sounding v. Townsend 事件の判決は、不堪航の主張に関する裁判における、船員の非金銭的損害賠償(懲罰的損害賠償を含む)を回収する権利に関し、連邦最高裁の Miles v. Apex 事件での当初の判決を変更するものではなかったという見解を示しました。Atlantic Sounding v. Townsend 事件の判決では、維持管理と瑕疵治癒の費用を恣意的に支払わないことに対して懲罰的損害賠償を認めています。Miles の論拠は依然として理に適ったものである」と述べ、Miles v. Apex 事件の正当性を明示的に再確認しました。

第 5 巡回区控訴裁判所大法廷の判事 1 名が Davis 判事の意見に同調する一方で、7 名の判事は結論に同意したものの意見は 2 つに割れました。Haynes 判事と Elrod 判事の同意意見は、不堪航の主張に対して常に懲罰的損害賠償を適用できるという原告の訴えを退けました。両判事は、船員に対する懲罰的損害賠償の適用可能性の判断は裁判所ではなく、連邦議会の決定に委ねられていることを強調しました。Clement 判事は、不堪航、維持管理・瑕疵治癒およびジョーンズ法の歴史的発展に言及するとともに、「一般海事法による請求の 1 種類(つまり、維持管理と瑕疵治癒の費用を恣意的に支払わないこと)に懲罰的損害賠償が適用可能であるなら、すべての請求に適用可能であるべきだ」という原告の主張に反論して、次のような強力な同意意見を提出しました。

「これらのあらゆる情報源により、原告は、ジョーンズ法以前の原告が懲罰的損害賠償を認定される権利を有していたという論拠を立証する実際の権限を虚しく探し求めている。もっと正確に言うと、不堪航に関わる訴訟で懲罰的損害賠償を支持した第一次的法源(primary authority)は、他の種類の多くの訴訟で懲罰的損害賠償が適用可能であるから、不堪航に関わる訴訟でも適用できるようにすべきだという考えの、総体的な司法の「では、なぜ駄目なのか」式の原則であるように思われる」⁸

⁴ [こちら](#)からご覧いただけます(英文)。

⁵ [こちら](#)からご覧いただけます(英文)。

⁶ [こちら](#)からご覧いただけます(英文)。

⁷ [こちら](#)からご覧いただけます(英文)。

⁸ [こちら](#)からご覧いただけます(英文)。

2つの少数意見は、大筋においてHigginson 判事が執筆した小法廷の判決をなぞったものです。少数意見を述べた判事は、不堪航に関わるすべての訴訟で懲罰的損害賠償を適用できるようにすべきであり、ジョーンズ法と一般海事法に基づく申立ては互いに異なるものとみなされるべきだと述べています。したがって、ジョーンズ法に基づく過失申立てについて連邦議会が非金銭的損害賠償を認めない決定を下したとしても、一般海事法に基づく申立てに対して同じ決定が下されるとは限りません。

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確性および品質の保証には細心の注意を払っていますが、Gard は本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されております。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、ガードジャパン株式会社は、原文との内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。